

# 全国自然保護連合大会(第四回)に参加して

——自然保護の新たな出発点——

小 川 巖

## はじめに

昭和四十九年五月二十四、二十五日の二日間、鳥取県大山中腹の大山寺において、第四回全国自然保護連合大会が開催された。私は同連合北海道プロット理事を務める本協会・斎藤雄一副会長の代理として参加する機会をえた。北海道の地理的な位置を反映して、日頃活発な運動を展開している本州各地の諸団体との交流に恵まれない状態にあるだけに、いささか旧聞に属するかも知れないが、誌面を借りて大会の概要と印象を述べるとともに、これらを踏まえたい。

この大会を主催した全国自然保護連合

(会長・荒垣秀雄、理事長・中村芳男)は、申すまでもなく自然保護運動に関係する全国的な連合組織で、北は北海道から南は屋久島まで一〇七団体が加盟している(昭和四十九年五月現在)。大会には八〇団体、二八〇名の参加があり、本道からは本協会(釧路支部から札木礼一朝氏も参加)のほか、大雪の自然を守る会(札幌)、羊ヶ丘自然愛好会、ニセコ・羊蹄の自然を守る会、北大自然保護研究会の五団体が参加した。

## 四つの分科会

大会二日目の二十五日は午前九時から、まず型通りの総会がもたれた。幹事団体である大山の自然を守る会会長・石沢正一氏の挨拶に続いて行われた中村芳男理事長の

全国大会に際しての挨拶(資料1)は、転換期に立たされているといわれている自然保護運動の状況を踏まえたい内容が語られており、今大会全般の趨勢を示唆しているように思われた。

資料1 第四回自然保護大会に際して  
全国自然保護連合理事長 中村芳男

少なくとも「住民運動は体制反対の運動」と思われています。結果的にそうなるってことはやむを得ませんが、私はこの考えに反撥を覚えます。自然環境保全の基本方針決定の会議の度でも「——たとえば住民運動者たちは工事に着手してから反対する——」といわれたことがあります。もちろん私はこれに反対して体制側の発表の仕方に異議を唱え、この



大会会場から大山を望む

ようないい方を削除してもらいました。が、百分好意をもって人の中にも「反対運動」という言葉を使う人があられるわけですから。そうじゃない、このまま放っておけない「危機感に立つて訴えているのだ」という運動であるわけです。大雪の道路は、全国的な反対にあって体制側は取りやめざるを得なくなりました。それによつて今後は、自然公園内に道路を作る場合は——という一つの規範的なものの制約を受けることになり、ほとんど今後の建設は不可能に近いものになったことは、われわれの勝利ということができるでしょう。

基本方針の中でも「環境権」を認うことができませんでした、ある程度自然環境の保全は大切なことである——と国民に知られるようになり、またにも拘わらず「反対運動」的イメージを拭い去ることは「まだまだ」という感じでした。

「国民のために勝利を得るならば、そう見られてもよい」とする向きもありましたが、それでは国民のあらゆる面に浸透することは不可能であると思います。

そこで「いけない」「反対だ」というような運動から更に脱けて「こうしよう」「あれをやろう」という建設的な面での先取りをあえてする運動にまで昂まりたいものだと思います。

神奈川県では、奥地の住民が土地も売れず手も加えられずにいる、鹿の食害にあいながらも泣き寝入りをしなければならぬのか——という不満に対して、数々の提案を行政当局に行いました結果、このような奥地の環境保全に役立っている森林等に対し「水代、空気を代とお礼としてさしあげる」という意味において一加当たり一万円を毎年さしあげることに決めたが、これと同じ意味で「レジャーの車に対して通行料の他に付加税を徴収して、遊ぶ者から山の経営者に——」という考えがどうかと検討を始めた県もあ

り、このようなことはみな、自然保護運動者とその運動の過程においての発想に根拠をおいているといえます。

「いつも勝手な注文をつける」といわれがちな過去の我々の運動からもう一つ抜けて、大切な森林や環境が一部開発業者や少数の別荘居住者のみに独占されることなく、社会大衆のためのものとして利用されるにはどうしたらよいか——

自然の商品化を防ぐための有効な方法を考え出して、地方行政の施策に有力な応援をするなど、(一時はやった) // 信頼され、相談を受けられる自然保護運動者になりたいものであります。

このあとで議事に入り、基調報告、活動報告などが続いた。そして日光の自然を守る会ほか三団体からの現地活動報告がなされた後、今大会の要ともいえる総計八つの分科会がもたれ、午後九時頃まで熱気に包まれた状態で続けられた。各分科会のテーマは次のとおり。

#### 分科会〔I〕

##### 一、道路

##### 二、都市の生活環境

##### 三、土地買占めとレジャー開発

##### 四、埋立と漁業

#### 分科会〔II〕

##### 一、現行制度の問題点

##### 二、行政への住民参加

##### 三、自然保護思想と教育の普及

##### 四、自然保護運動の展開方法

以上のように分科会を二段構えにしたのは、従来行われてきた分科会の形式では、議論の深まり、展開が十分でなかったという反省に立って、分科会〔I〕ではまず「だれが、どこを、どのように破壊しているか」を、ただ単に嘆き、憤り、告発するだけにとどまらず、自然を守る運動として結束する方途を探る点に主眼がおかれた。さらに分科会〔II〕では、分科会〔I〕を受けた形で、自然破壊に対してどのように運動を進めていくかを討論する形式がとられた。私は分科会〔I〕の「都市の生活環境」〔II〕の「自然保護思想と教育の普及」に参加した。

分科会の討議を通じて特徴的だったのは、とかく定型的に終始するきらいのあった自然保護観ないしは運動に自省をこめ、地についた運動への模索、志向が伺えたことである。具体的には、特に大都市に生活する者が、遠隔地の自然保護に対して運動する以上に、農山村の生活基盤を守っていくことと、自分達が居住する大都市内部にこそ「緑」を、「環境保全」を、という叫びが発せられた点は、大いに評価できると

思う。また環境問題として、本来は同一の土俵に立つべきにもかかわらず、その関係が不問に付されてきたきらいのある反公害運動との接点が開いた点、さらには、とかくモラル論に矮小化されがちだった自然保護教育に反省が迫られた点など、今後の自然保護運動の方向を決定づける大会にふさわしかった。

なお、「月刊大山 一九七四・六」(大山の自然を守る会機関誌)に、大会ならびに分科会のあらましがまとめられている(資料2)。

：

資料2 大規模開発が全国の自然を大量破壊——分科会中心に討議盛上がる。

「だれが、どこを、どのように破壊しているか」▽道路問題▽林道、あるいは過疎対策の名で建設される道路が、しばしば観光開発に利用され、自然を破壊しています。林道の役割りを明らかにし自然公園内の道路、駐車場の新設は中止し、車の乗入れを厳しく規制することが大切。▽都市の生活環境▽観光開発や工場建設のため、自然の残る地域が破壊されている。都市で身近かな自然を取り戻す運動が大切で、都市と地方の自然保護を有機的に結びつける必要がある。自然を守るためには、農村を守ることも考え

ねばなりません。△土地買占めとレジャー開発―都市の周辺と自然公園のまわりで、レジャー・観光開発がすすめられ、買占めが行われています。千葉県では県土の四割がゴルフ場になり、岡山県は三・四割が買占められ、屋久島は海面まで買占められる状態になっています。そこで多くの自然保護団体が、農業・農村問題との取り組みに迫られています。▽埋立てと漁業―東京湾の奥部から干潟はなくなり、内水面（中海など）からサンゴ礁まで巨大開発、レジャー基地造りで埋立ての手のびています。そして沿岸漁業が追われ、なごさを歩き、泳ぎ、汐干符をする国民の権利が奪われている状態です。

「どのような方法で自然と人間を守るか」▽現行制度の問題点―自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法、森林法、農地法、鳥獣保護法や各県条例を活用して自然を守ることが大切。しかし、これら法体系には、鉱業法が自然保護条例に優先するなど問題点もあります。また、鳥獣保護員がハンターであったり、独立採算制の営林署が屋久杉を次々に伐採したり、国立公園の中の土地が買占められるなど数多くの問題が出ています。▽行政への住民参加―今の自然破壊には、住

民運動の強化が必要。とくに今までの大阪、栃木、屋久島、羊ヶ丘の経験などから、破壊の計画を早くキャッチする必要がある。▽自然保護思想と教育の普及―ゴミ戦争、観光開発、買占めなどに対処する学習の必要が痛感されています。教育は多くの人々の啓発に重点をおき、学校教育だけでなく、むしろ社会人教育の必要性が強調されています。▽自然保護運動の展開方法―農村との連携が大きな課題になっています。運動で果す婦人層の役割は大きく、マスコミの利用も効果がある場合が多い。会員を増やして世論づくり、あるいは「ふるさと運動」などの実践例も出ています。

### 自然保護運動の新たな潮流

分科会だけでなく、各団体が直面しているさまざまな問題について数多くの資料が配布、販売されたことにより、運動の趨勢を知ることができ、大変参考になった。特に印象に残った実践報告をあげると次のとおりである（「」内は資料、パンフレットの表題）。これらは開発と自然破壊が急テンプで進行しつつある北海道においても、示唆に富んだ実例といえるだろう。

自然連合―自然を返せ―関西市民連合  
「豊かな自然への住みよい街づくりをめざ

して」

これは、「住民による大阪府自然環境現状調査より……」という副題からも知れるとおり、同連合傘下の十七団体、延べ五〇〇名を動員して、大阪府下十八万六千haを五〇〇m四方のメッシュ（一メッシュ当たり二十五ha）で区分した後、それぞれのメッシュを九つの土地利用区分に従って色刷りしたもので、こうして自然環境を総合的にとらえてから、最終的には「自然に即した街づくり」のデータとする壮大かつ情熱に満ちた作業を続けている。

屋久島を守る会「屋久杉は残すべきです」  
従来、ともすると、自然環境に恵まれている地帯（往々にして過疎地である場合が多い）の自然保護を訴えるのは、だいたいに於いて自然を身近かに持たない大都市の人々であったことが多い（現在でも、この図式はあまり変化していないが）。しかし、この会が目ざしているのは、自分達が日々生活している所の自然は自分達こそが守る、という原則を一步進めたものである。この「守る」という意味においても、「学的に貴重」「稀少」だからという枠をとうに乗り越え、屋久杉の歴史的意義、住民を無視し続けてきた林野行政の本質、伐採がもたらす災害などを見すえた視点は、地域における運動の着実な定着を意味してい

るといえるだろう。地元なるがゆえの利害の衝突、過疎がからんでの困難さは想像以上と思われるが、こういう運動にこそ強力な支援がなされなくてはなるまい。

法政大学環境問題研究会「刑法改正」と住民運動―自然保護連合総会に向けて  
「自然保護運動がかつての「お題目」の段階から、具体的な問題に焦点を絞って運動していく段階に達しつつある現在、環境問題にかかわる運動（とりわけ反公害運動）に、保安処分、騒動予備罪、多衆不解散罪などが適用される危険性について警鐘を發した点は、ともするとわれわれとは無縁と思いがちな「刑法改正」が、自然保護運動にさえおよびる危惧を指摘していた。

以上の他にもたくさんのアピール、レポートが提起された。本道に関係したものは、ゴルフ場に通ずる道路を結局、認めざるを得なくなりながらも、種々の制約を課すことよって、無制限な道路使用に大きな歯止めをかけた羊ヶ丘自然愛好会の活動は、道路問題に関する一つの方法として注目をひいていた。

### 今後の展望と課題

ところで、今大会が盛り上がりをもたせたとはいえ、問題点が明確にとらえられたいはいえないようだ。開発、破壊行為が多様

であることがまずその理由の一つとしてあげられる。また自然保護団体の組織、構成、目標などが千差万別である点と並んで、従来の運動のあり方自体が鋭く問われている点も見逃せない。これに関しては、大会に臨んでの地元「日本海新聞」の記事が、傾聴に値する指摘をしている。

### 資料3 「自然保護運動の戸惑い」

日本海新聞（昭和四十九年五月二十四日付朝刊）

かつてブナ林を守れ、高地の湿原を守れ、干潟を守れ、と急激に広がった自然愛好家の大合唱が、最近ではややまばらな叫びに変わったように思える（中略）これまで森林の伐採に反対し観光道路の中止を働きかけてきた自然保護運動は、自然景観の買占めとそれに続くレジャー基地などの大規模開発の問題に直面して戸惑っているのではないか。いまの大規模開発は、自然景観の私有化、専有化を伴うこれまでにない大量破壊といえる。しかも都市政策と農村政策の貧困というアナ場、資本が利潤追求の手を伸ばしてきたという性格をもっている。一方で安らぎのない都市生活、他方では祖先伝来の土地を身売りしなければならぬ経済的貧困。その断層に「観光開発」が資本

の利潤を求めて入りこみ、万人の景観が私有化される。

今までチョウよ、ケモノよ、花よといってきた自然愛好者にとつて、これはきわめて厄介で面倒なことに直面してしまつた。自然保護運動の骨格となつてきた生態学だけでも手に負えない課題となつた。だが、今の事態が極めて深刻な自然破壊であることに間違いはない。

大山中腹のある部落は、分譲地別荘をもくろむ業者を歓迎して道普請の労働奉仕までしたという。このワラにもすがりたい農村にトンボやチョウの話だけで伝来の土地の身売りを取りやめさせる説得力はない。

この難題とどう取り組み、美しい自然を末永く万人のために守るか。これが自然保護運動の当面している大きな課題の一つといえよう。

折しも二十五日から大山で全国自然保護大会が開かれる。今まで「公害反対の機運に便乗したオポチュニスト」の批判を受けてきた自然保護運動が、この難題と正面から取り組んでいき展望を切り開く端緒をつかむかどうか。自らの戸惑いを自力で克服し、世の批判にこたえるかどうか。大会は運動の正念場をあらわにするだろう。

（理）

自然破壊の「現場」に居合わせた者であればこそ感知しうる適確な指摘というほかはあるまい。いずれにせよ、当面は地域々々で個別の運動を地道に追求するしかない。「地球的規模」を標榜したところで、それでは運動が地につきようがないからである。

その点、参加八十団体のうちには、一つのあるべき姿を呈示している団体も見受けられた。先にあげた屋久島を守る会、自然を返せノ関西市民連合などは、その方向性、活動力からみて特筆できるのではない。さらに地元大山の自然を守る会もこれに加える価値は十分あろう——中国地方の最高峰とはいえ、北海道の感覚からすれば「点」にしか過ぎない大山地域を準備範囲にするこの会の会員数が、大会開催の時点で何と千四〇〇名を越え、さらに確実に増加しつつある秘訣は何なのだろうか（ちなみに、本協会の個人会員数は六〇〇名弱で、ここ数年ほぼ横ばい状態にある）。この数字がいわゆる「公表」でない証拠には、大会会場で七〇名以上の会員が常駐して、その日のうちに二〇〇ページからなる大会速報などを次々に印刷、配布するなど、精力的に運営に当たっているようすからも伺い知ることができた。それに八ページといえ、毎月欠かさず「月刊大山」を刊行し続

けていることも、そのエネルギーの現われとみることができよう。

ひるがえつて本協会が果たしてこれだけの運動とその底辺を支える地道な日常活動をなし得る状態にあるかを考えたとき、残念ながらその答は否定的といわざるを得ない。二年前にこの協会はある種の「脱皮」をしたと評され、そう思い込んでいる人も多いと聞く。だが大山の自然を守る会を初めとした全国の行動する自然保護団体に接したとき、もう一度や二度の「脱皮」を経ないことには、当面する困難な問題に対処しきれぬものではないし、全道的組織であるがゆえに、かえって目標が定まらないでいる点を痛感しないわけにいかなかった。

最後に今大会の運動方針と決議文を掲げしめくりとしたい。

### 資料4 昭和四十九年度運動方針

高度経済成長政策の破たんにもかかわらず、日本全国の自然環境は、依然として大規模破壊が続いている。しかも、いまの大規模開発は、農林漁業の絶望的破壊に追いつくかをかける姿ですすめられている。農山村の開発を銘うつ林道や農道をはじめ、各種の道路建設が一そう農山村の破壊とレジャー資本などの進出を促進し、美しい自然にはぐくまれた人間性

までを破壊し尽そうとしている。

一方、都市では、生活環境、自然環境の破壊が広がり、都市生活は救いのない状態にある。こうした情勢の中にあつて自然保護運動のかつての武器であつた生態学的な理論は、すでに体制にくみいれられ、深刻化する環境破壊に対応を困難としている。

このときに当たり、全国自然保護連合は設立の初心に立ちかえるとともに、運動の新しい展望をきりひらくよう努力していかなくてはならない。

資料5 決議文

第四回全国自然保護大会大山大会に参加したわれわれは、大会の名において次のことを決議する。

- 1 豊かな自然を破壊する道路の建設はも早行すべきでない。
- 2 自然公園内道路については、自動車の進入を規制すべきである。
- 3 都市内緑地の確保については地方自治体単位で条例を作るなど、早急に法的措置をこうすべきである。
- 4 農林業漁業の崩壊こそ自然破壊であると認識するとともに、一次産業の育成をより強力におしすすめるべきである。
- 5 沿岸埋立てはもとより近時続発の傾向にある内水面やサンゴ礁の埋立てはもはや行すべきでない。
- 6 公有水面は文字通り国民すべてのものであり、開発法である公有水面埋立法は保護法として改めて作られるべきである。
- 7 開発と手を組む行政姿勢は徹底的に糾弾しよう。
- 8 「鳥獣の保護と狩猟に関する法律」は狩猟を切り離し、純粋な鳥獣保護法に改めさせよう。
- 9 自然公園区域を拡大し企業の営利的事業の制限など規制を強化させよう。
- 10 エネルギー危機に便乗した大規模工業開発を断固阻止しよう。
- 11 国有林皆伐等に見られる自然林を破壊し、災害を誘発する林野行政を直ちに改めさせ、現行の特別会計制度を一般会計制度に戻せ。
- 12 開発に伴う水資源の使用はすでに限界にきている。水源には十分な保全地域を設定せよ。
- 13 住民運動を阻害する刑法改悪を阻止しよう。

(北海道大学農学部応用動物学教室)